

新潟県柏崎市空家等の適正な管理に関する条例(平成28年2月26日条例第11号)

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第4条の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。</p> <p>(2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。</p> <p>(3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</p> <p>(4) 所有者等 市内に所在する空家等を所有し、又は管理する者をいう。</p> <p>(5) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人、市内の自治組織及び市民活動団体並びに市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。</p> <p>(空家等の所有者等の義務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適正に管理しなければならない。</p> <p>2 空家等に係る敷地の所有者等が当該空家等に係る建築物若しくはこれに附属する工作物又は立木その他の土地に定着する物(以下「建築物等」という。)を所有せず、又は管理していない場合には、当該空家等に係る敷地の所有者等は、当該建築物等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等に係る建築物等の所有者等に対する働きかけを行うとともに、自らの責任において適正に管理しなければならない。</p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第4条 市民等は、特定空家等があると認めるときは、市長に対し、規則に定めるところにより、その旨を報告するものとする。</p> <p>2 市民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</p> <p>(認定等)</p> <p>第5条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等に対する措置を適切に講ずるため、必</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第4条の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。</p> <p>(2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。</p> <p>(3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</p> <p>(4) 所有者等 市内に所在する空家等を所有し、又は管理する者をいう。</p> <p>(5) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人、市内の自治組織及び市民活動団体並びに市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。</p> <p>(空家等の所有者等の義務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適正に管理しなければならない。</p> <p>2 空家等に係る敷地の所有者等が当該空家等に係る建築物若しくはこれに附属する工作物又は立木その他の土地に定着する物(以下「建築物等」という。)を所有せず、又は管理していない場合には、当該空家等に係る敷地の所有者等は、当該建築物等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等に係る建築物等の所有者等に対する働きかけを行うとともに、自らの責任において適正に管理しなければならない。</p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第4条 市民等は、特定空家等があると認めるときは、市長に対し、規則に定めるところにより、その旨を報告するものとする。</p> <p>2 市民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</p> <p>(認定等)</p> <p>第5条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等に対する措置を適切に講ずるため、必</p>

改正後	改正前
<p>要な調査を行い、当該空家等が管理不全空家等又は特定空家等であると認めるときは、管理不全空家等又は特定空家等として認定するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ第8条第10項第2号に規定する空家等対策推進協議会の管理不全空家等及び特定空家等審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>2 市長は、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等が当該管理不全空家等又は特定空家等に対し必要な措置をとり、管理不全空家等又は特定空家等に該当しないと認めるときは、認定を取り消し、その旨を所有者等に通知するものとする。</p> <p>(勧告前の手続)</p> <p>第6条 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定める手続を経るものとし、当該勧告に係る管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p><u>(氏名等の公表)</u></p> <p>第7条 <u>市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 命令を受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)</u></p> <p><u>(2) 命令を受けた者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)</u></p> <p><u>(3) 特定空家等の所在地</u></p> <p><u>(4) 措置命令の内容</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p> <p>(管理不全空家等又は特定空家等に該当しない空家等への助言)</p> <p>第8条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等に該当しないが適切な管理がなされていない空家等の所有者等に対し、当該空家等の周辺における生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言することができるものとする。</p> <p>(空家等対策推進協議会)</p> <p>第9条 法第7条第1項に定める空家等対策計画の策定又は変更及び当該空家等対策計画に基づき実施する施策等が、市民等の意見を十分に反映しながら円滑かつ適正に行われることに資するため、法第8条第1項の規定に基づく市長の附属機関として、空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定又は変更に関する事項</p> <p>(2) 管理不全空家等又は特定空家等への対処に関する事項</p>	<p>要な調査を行い、当該空家等が管理不全空家等又は特定空家等であると認めるときは、管理不全空家等又は特定空家等として認定するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ第8条第10項第2号に規定する空家等対策推進協議会の管理不全空家等及び特定空家等審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>2 市長は、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等が当該管理不全空家等又は特定空家等に対し必要な措置をとり、管理不全空家等又は特定空家等に該当しないと認めるときは、認定を取り消し、その旨を所有者等に通知するものとする。</p> <p>(勧告前の手続)</p> <p>第6条 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定める手続を経るものとし、当該勧告に係る管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p>(管理不全空家等又は特定空家等に該当しない空家等への助言)</p> <p>第7条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等に該当しないが適切な管理がなされていない空家等の所有者等に対し、当該空家等の周辺における生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言することができるものとする。</p> <p>(空家等対策推進協議会)</p> <p>第8条 法第7条第1項に定める空家等対策計画の策定又は変更及び当該空家等対策計画に基づき実施する施策等が、市民等の意見を十分に反映しながら円滑かつ適正に行われることに資するため、法第8条第1項の規定に基づく市長の附属機関として、空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定又は変更に関する事項</p> <p>(2) 管理不全空家等又は特定空家等への対処に関する事項</p>

改正後	改正前
<p>3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、市長及び法第8条第2項に規定する者（市長を除く。）のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。</p> <p>5 市長は、あらかじめ指名する者を、その代理の委員とすることができる。</p> <p>6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 委員は、再任されることができる。</p> <p>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>9 協議会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p>10 協議会は、第2項各号に規定する所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため、次に掲げる部会を置く。</p> <p>(1) 空家等対策計画策定・事業実施委員会</p> <p>(2) 管理不全空家等及び特定空家等審議会</p> <p>11 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第10条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等が市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を与えることが明らかな状態であつて、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て当該管理不全空家等又は特定空家等に対して必要最小限度の措置をとることができるものとする。<u>ただし、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確知することができない場合、特に緊急の必要があると認められる場合その他やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による措置をとるときは、あらかじめ当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確知することができない場合、特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 措置を行う理由</p> <p>(2) 措置の内容</p> <p>(3) 措置を行う日時又は期間</p>	<p>3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、市長及び法第8条第2項に規定する者（市長を除く。）のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。</p> <p>5 市長は、あらかじめ指名する者を、その代理の委員とすることができる。</p> <p>6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 委員は、再任されることができる。</p> <p>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>9 協議会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p>10 協議会は、第2項各号に規定する所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため、次に掲げる部会を置く。</p> <p>(1) 空家等対策計画策定・事業実施委員会</p> <p>(2) 管理不全空家等及び特定空家等審議会</p> <p>11 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第9条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等が市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を与えることが明らかな状態であつて、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て当該管理不全空家等又は特定空家等に対して必要最小限度の措置をとることができるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による措置をとるときは、あらかじめ当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確知することができない場合又は特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 措置を行う理由</p> <p>(2) 措置の内容</p> <p>(3) 措置を行う日時又は期間</p>

改正後	改正前
<p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 市長は、第1項の規定による措置をとったときは、速やかに当該措置に係る管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 措置の内容</p> <p>(2) 措置を行った日時又は期間</p> <p>(3) 措置に関して支出した費用の額</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>4 市長は、第1項の規定による措置に要する費用を支出したときは、その費用を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等から徴収するものとする。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者等に対し、文書をもって納付を命令しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により徴収した費用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入とする。</p> <p><u>(過料)</u></p> <p>第11条 <u>法第22条第3項に規定する命令に違反した者に対する罰則については、法第30条第1項に定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>法第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則については、法第30条第2項に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>法第22条第14項の規定により設置した標識を毀損した者は、5万円以下の過料に処する。</u></p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第12条 市長は、緊急の必要があると認めるときは、市内を管轄する関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 市長は、第1項の規定による措置をとったときは、速やかに当該措置に係る管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 措置の内容</p> <p>(2) 措置を行った日時又は期間</p> <p>(3) 措置に関して支出した費用の額</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>4 市長は、第1項の規定による措置に要する費用を支出したときは、その費用を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等から徴収するものとする。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者に対し、文書をもって納付を命令しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により徴収した費用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入とする。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第10条 市長は、緊急の必要があると認めるときは、市内を管轄する関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>